

平成29年衆院選における期日前投票所の混雑状況

資料2

(※待ち時間が30分以上の投票所を混雑について回答を得たもの。)

◎混雑した期日前投票所数 1,271箇所 / 全5,346箇所 (23.8%)
 期日前投票所の混雑状況については以下のとおり。

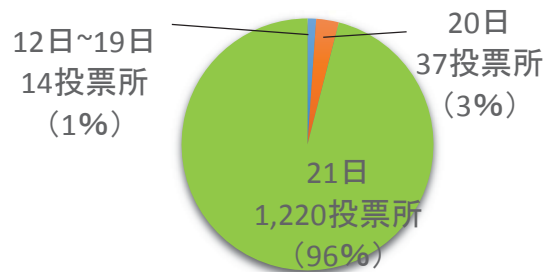
最大待ち時間

30分～1時間 959箇所
 1時間～2時間 291箇所
 2時間以上 21箇所

混雑した期日前投票所の種類

場所	混雑した投票所数	期日前投票所数
大学等	2	90
高校	0	41
ショッピングセンター等	75	182
駅構内	2	10
市役所等(市区役所・町役場及び支所、出張所)	936	3,632
その他公共施設	243	1,282
その他	13	109

最も混雑した日・時間帯



混雑理由

- 【今回特有と思われる事由】
- ・台風の影響・・・664団体
 - ・同時選挙・・・28団体
- 【その他の事由】
- ・投票所のスペースの狭さ
 - ・名簿対照のシステム未導入
 - ・事務従事者の人員不足

今後検討している内容

- ・期日前投票所の増設
- ・受付箇所数の増設
- ・事務従事者の増員
- ・投票所のレイアウト変更
- ・入場券への宣誓書の刷り込み
- ・選挙区ごとに受付の列を分離
- ・広報誌にて宣誓書の事前記入の周知
- ・SNSで混雑状況の周知

最も混雑した日の時間別投票者数計								最も混雑した日の投票者数合計
6:00 ～ 8:00	8:00 ～ 10:00	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 14:00	14:00 ～ 16:00	16:00 ～ 18:00	18:00 ～ 20:00	20:00 以降	
6,324	346,330	560,919	538,094	544,614	523,266	457,502	15,142	2,992,191
0.21%	11.38%	18.43%	17.68%	17.90%	17.20%	15.04%	0.50%	100%

混雑状況が「2時間以上」となった期日前投票所の状況

聞き取り結果

期日前投票所の混雑状況が2時間以上となった、21箇所に関し聞き取り調査を行った結果、混雑理由は以下の4分類であった。

- 名簿対照に時間を要した……………10箇所
- 宣誓書を受付で記入させた………3箇所
- 記載台不足……………5箇所
- 駐車場不足……………3箇所

(参考)

期日前投票所の混雑状況が30分未満となった中核市12団体に混雑対策について聞き取り調査を行った結果、以下の特徴的な取組を行っている。

- 受付箇所数の増加……………2団体
- 混雑を想定した体制の確保………3団体
(例)・名簿対照の人員を増加させる等、柔軟に体制を変えるよう各期日前投票所に対して通知
- 宣誓書の事前記入……………4団体
(例)・待っている間にバインダーを手渡し、宣誓書に記入
・宣誓書の事前記入を広報誌で周知
- レイアウト変更……………1団体

今後考えられる対策

【名簿対照について】

- ・受付箇所数の増加
- ・期日前投票システムの導入により、受付事務の効率化
※今回の10箇所については、導入済み

【宣誓書について】

- ・入場券への宣誓書の刷り込み
- ・広報誌等にて宣誓書の事前記入の周知
- ・受付場所以外での宣誓書記載を促進
(宣誓書記載台を設置することや受付までの待ち時間にバインダーを手渡し、記入してもらう取組が考えられる。)

【記載台について】

- ・記載台の増設

【駐車場について】

- ・駐車場対策
- ・公共交通機関の利用促進



投票所入場券（見本）

市内	投票所	簿冊(受付)	ページ	行(番号)	名簿照合				
					全	市長	衆小	衆比	国審

川崎市 市長選挙
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票所入場整理券

投票日
平成29年10月22日(日)午前7時から午後8時まで

(住所)

(氏名)

あなたの投票所

(地図)

【お問い合わせ】

※この「投票所入場整理券」は発送準備の都合上、一定期間前の住民票の情報に基づいた選挙人名簿から作成しています。転居や戸籍等の届出時期により行き違いがありましたらご容赦ください。
裏面も必ずお読みください。

選挙（投票日）当日に投票所に行くことができない方へ	期日前投票・不在者投票を行う方のみご記入ください。																																												
<p>1 お住まいの区（選挙人名簿登録地）の期日前投票所で投票をする方法</p> <p>右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、お住まいの区の期日前投票所（区役所・支所・出張所等）へお持ちください（他の区では投票できません）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="text-align: center;">期</td> <td style="text-align: center;">市長選挙</td> <td style="text-align: center;">10月9日(月・祝) ~ 10月21日(土)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">間</td> <td style="text-align: center;">衆議院議員総選挙 最高裁判所国民審査</td> <td style="text-align: center;">10月11日(水) ~ 10月21日(土)</td> </tr> </table> <p>■全ての選挙が同時に投票できるのは10月11日(水)から。 <small>※投票時間は、午前8時30分から午後8時まで。ただし、中原区の国際交流センター期日前投票所については、午前9時から。 また、10月16日(月)～20日(金)の幸区役所、高津区役所、麻生区役所、計3か所の期日前投票所は午後9時までとなります。</small></p> <p>2 お住まいの区（選挙人名簿登録地）以外の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をする方法</p> <p>【投票用紙等の郵送に日数を要しますので、お早めに請求してください】 下記「投票用紙送付先」と右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、表面右下に記載の区選挙管理委員会あてに、この用紙を郵送（FAXやEメールは不可）してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">投票用紙送付先(お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をする場合)</div> <p>〒</p> <p style="font-size: x-small;">※連絡先（携帯電話番号等）</p> <p>上記の投票用紙送付先へ、投票用紙等を郵送しますので、お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会へそのまま持参して、その場で投票してください。投票した投票用紙は、その後、当委員会に郵送されます。</p> <p style="font-size: x-small;">※投票する時までに、川崎市外へ転出された方は市長選挙の投票はできません。</p>	期	市長選挙	10月9日(月・祝) ~ 10月21日(土)	間	衆議院議員総選挙 最高裁判所国民審査	10月11日(水) ~ 10月21日(土)	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">請求書（兼宣誓書）</p> <p>私は、平成29年10月22日執行の川崎市市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 50%;">フリガナ</td> <td style="width: 50%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>明・大・昭・平</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>選挙人名簿に記載された住所</p> <p>川崎市 区</p> <p>事由</p> <p><input type="checkbox"/> 仕事、学業、その他（ ）に従事</p> <p><input type="checkbox"/> 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在</p> <p><input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難</p> <p><input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住</p> <p><input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難</p> <p>該当する□に✓を記入してください。上記は真実であることを誓います。</p> <p style="text-align: right;">平成29年 月 日</p> <p style="font-size: x-small;">(期日前投票の場合は、記入日ではなく投票する日を記入してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">職員記入欄</td> <td style="text-align: center;">理由</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">区役所</td> <td style="text-align: center;">他1</td> <td style="text-align: center;">他2</td> <td style="text-align: center;">表示</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付</td> <td style="text-align: center;">全</td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">衆小</td> <td style="text-align: center;">衆比</td> <td style="text-align: center;">国審</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">投票区・名簿番号</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">点・代</td> </tr> </table>	フリガナ	生年月日	氏名	明・大・昭・平		年 月 日	職員記入欄	理由	1	2	3	5	6	区役所	他1	他2	表示	交付	全	市長	衆小	衆比	国審	投票区・名簿番号				点・代										
期	市長選挙	10月9日(月・祝) ~ 10月21日(土)																																											
間	衆議院議員総選挙 最高裁判所国民審査	10月11日(水) ~ 10月21日(土)																																											
フリガナ	生年月日																																												
氏名	明・大・昭・平																																												
	年 月 日																																												
職員記入欄	理由	1	2	3	5	6	区役所	他1	他2	表示																																			
	交付	全	市長	衆小	衆比	国審	投票区・名簿番号																																						
点・代																																													

期日前投票所における混雑緩和の取組事例

【広報誌における宣誓書の事前記入周知】

○東京都 新宿区

「広報しんじゅく 平成29年10月9日号 衆議院議員選挙特集号」 抜粋

■ 期日前投票のご利用を ■

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によってご利用いただける期日前投票所が異なりますのでご注意ください。(右表のとおり)

※今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員選挙と同じく11日間となりました。

● 持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です

● 投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

● 住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票所は衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧くださいのうえ、期日前投票をご利用ください。

● 長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。「旅行地・滞在地での不在者投票」をご覧ください。

◆ 東京都第1区の方が利用できる期日前投票所 (10か所)

期日前投票所名称	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	10月11日(水)から10月21日(土)まで いずれも、 10月15日(日)から10月21日(土)まで
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
櫻町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所1階	下落合4-6-7	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

◆ 東京都第10区の方が利用できる期日前投票所 (3か所)

期日前投票所名称	所在地	期間
新宿区役所第一分庁舎地下2階	歌舞伎町1-5-1	10月11日(水)から10月21日(土)まで
落合第一地域センター3階	下落合4-6-7	いずれも、 10月15日(日)から10月21日(土)まで
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

期日前投票の時間はいずれも午前8時30分から午後8時まで

○千葉県 船橋市

「広報ふなばし 平成29年10月9日 衆議院議員総選挙 特集号」 抜粋

平成29年(2017年)10月9日 No.1430 広報 ふなばし 4

当日、投票所に行けない人は

「期日前投票」または「不在者投票」を

期日前投票

期日前投票期間	
衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査	10月11日(水)～21日(土)

当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。投票に行けない理由を「宣誓書」に記入することで投票できます。あらかじめ入場整理券裏面(期日前投票用)の宣誓書にご記入のうえ、下記の期日前投票所にお持ちいただくと、スムーズに受け付けができます。

なお今回から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票開始日が法改正により4日早まり、衆議院議員総選挙と統一され、より投票しやすくなりました。下記期間中のご都合の良い日にご利用ください。

【期日前投票システムについて】

○概要

- ・選挙管理委員会で管理する選挙人名簿をデータベース化するとともに、本庁の選挙人名簿サーバーと期日前投票所を接続するネットワークの構築を行い、複数の期日前投票所における受付状況を一元的に管理
- ・期日前投票所においては、投票所入場券に印刷されたバーコードをバーコードリーダーで読み取ることにより、迅速に受付事務を処理

